

違反事実及び「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」に基づく  
処分日車数の算出

(平成28年3月24日、3月28日及び4月22日に行った監査時における本社  
営業所に係る違反)

| 番号 | 違反事実<br>(適用条項)   | 基準<br>日車数 | 適用               |
|----|--|-----------|------------------|
| 1  | 届出を行った旅客の運賃及び料金の収受を適切に行っていない<br>なかった。<br>(道路運送法第9条の2第1項) | 20日車      | 運賃料金変更<br>事前届出違反 |

処分日車数

20日車

## 備考

- ① 「処分日車数」については、「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」(平成25年9月27日付け公示第40号)3.(2)に定めるところにより算出したものである。

## 事業改善措置の概要

| 番号 | 違反項目  | 改善措置  | 添付資料  |
|----|---|---|---|
| 1  | 届出を行った旅客の運賃及び料金の収受を適切に行っていなかった。<br>(道路運送法第9条の2第1項)            | 届出を行った時間制運賃、キロ制運賃の規程に基づいて料金算出システムを使用して適切な運賃及び料金を収受するようにしました。  | 運送引受書<br>運行指示書<br>運転日報<br>チャート<br>請求書<br>入金記録 |
| 2  | 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守していなかった。<br>(道路運送法第27条第2項) | /   |   |
| ①  | 点呼の規定事項の記録を適切に行っていなかった。<br>(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第4項)             | 点呼を実施した運行管理者・補助者がその場で点呼記録簿の記載漏れ、誤りが無いこと事を確認して点呼を行った者の確認印で責任の所在を明確にして記録簿に記載不備がないようにしました。                           | 点呼記録<br>運転日報<br>チャート                          |
| ②  | 運行指示書の規定事項の記載を適切に行っていなかった。<br>(旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項)        | 不備のあった箇所の記載もれがないようにし、運行の経路並びに主な経由地、及び観光場所、サービスエリア・ドライブイン等での交代指示、運転手が規程の運転時間を超えて運転することがないように休憩時間、休憩地、交代地を明記しております。 | 運行指示書<br>運転日報<br>チャート                         |